

東御市農業振興計画

平成 27 年 11 月

東御市産業経済部農林課

■目次

1 はじめに

(1) 背景	2
(2) 趣旨	3
(3) 計画の位置づけ	4
(4) 計画の期間	4

2 東御市の概況

(1) 位置・地勢・気候	5
(2) 人口	5
(3) 地目別土地面積	6
(4) 農家推移	6
(5) 耕地面積等	7
(6) 農業生産額	9
(7) 都市と農村交流	9
(8) 地区別概況	9

3 東御市の農業の将来像

(1) 目指す姿	11
(2) 課題	11
(3) 求められる変化と役割	13
(4) 基本目標	13
(5) 指標	14
(6) 構成図	15

4 施策

(1) 施策体系	16
(2) 基本施策	18
(3) 個別施策	20

1 はじめに

(1) 背景

この地域の農業を取り巻く環境は、農業者の急速に進む高齢化と後継者不足、農産物価格の不安定な推移、多様化する消費者ニーズなど大きく変化しています。

このような環境に対応するため国では、食料・農業・農村基本計画が策定され、農業や食品産業の成長産業化を促進するための産業政策と農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進するための地域政策を車の両輪として、希望を持てる「強い農業」と「美しい活力ある農村」の創出を目指しています。

こうした情勢変化を農業・農村の構造変革への転換期と位置づけ、一人ひとりが農業・農村の持つ様々な資源や先人から引き継いだ知恵・技術にさらに磨きをかけながら、未来に向かって新たな扉を開くことにより、持続可能な農業・農村を創造していく必要があります。

また、国勢調査による本市の人口推移をみると、2005年（平成17年）の31,271人をピークに2010年（平成22年）は30,696人と、5年間で約600人が減少しています。さらに、平成27年8月に策定した東御市人口ビジョンでは、現状のまま推移すると、2040年には23,885人まで人口が減少すると推計となっています。この状況を改善するため、東御市総合戦略のなかで、農業分野での取組みも盛り込まれており、本計画では、この取組みを効果的・効率的に具現することを目指すものです。

本計画は、このような視点にたち、東御市の農業振興に向け、将来の目指すべき姿とそれを実現するための施策を総合的かつ計画的に推進するため、東御市農業基本条例（平成17年条例第14号）第12条の規定により策定するものです。

(2) 趣旨

東御市農業振興計画は、「東御市農業基本条例」に掲げる3つの基本理念の実現に向けて、同条例に掲げる5つの基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するためのものです。

基本理念（第3～5条）

第3条【農業の発展に関する基本理念】

農業は、人間の生命を維持するために欠かせない食料を生産する産業のひとつであり、自然との共生と共存により成り立っているものであることから、将来にわたって、農地、水その他の資源とそれを支える担い手が確保され、常に良好な自然環境が維持される中で、引き続き発展していかなければなりません。

第4条【農村の振興に関する基本理念】

農村は、農産物の生産基盤であり、市民の生活の場であるほか、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承などの役割を担っていることから、生産条件や生活環境などを整備し、安定して農業を続けられる体制を整えることにより、その振興がはかられなければなりません。

第5条【安全な食料の確保に関する基本理念】

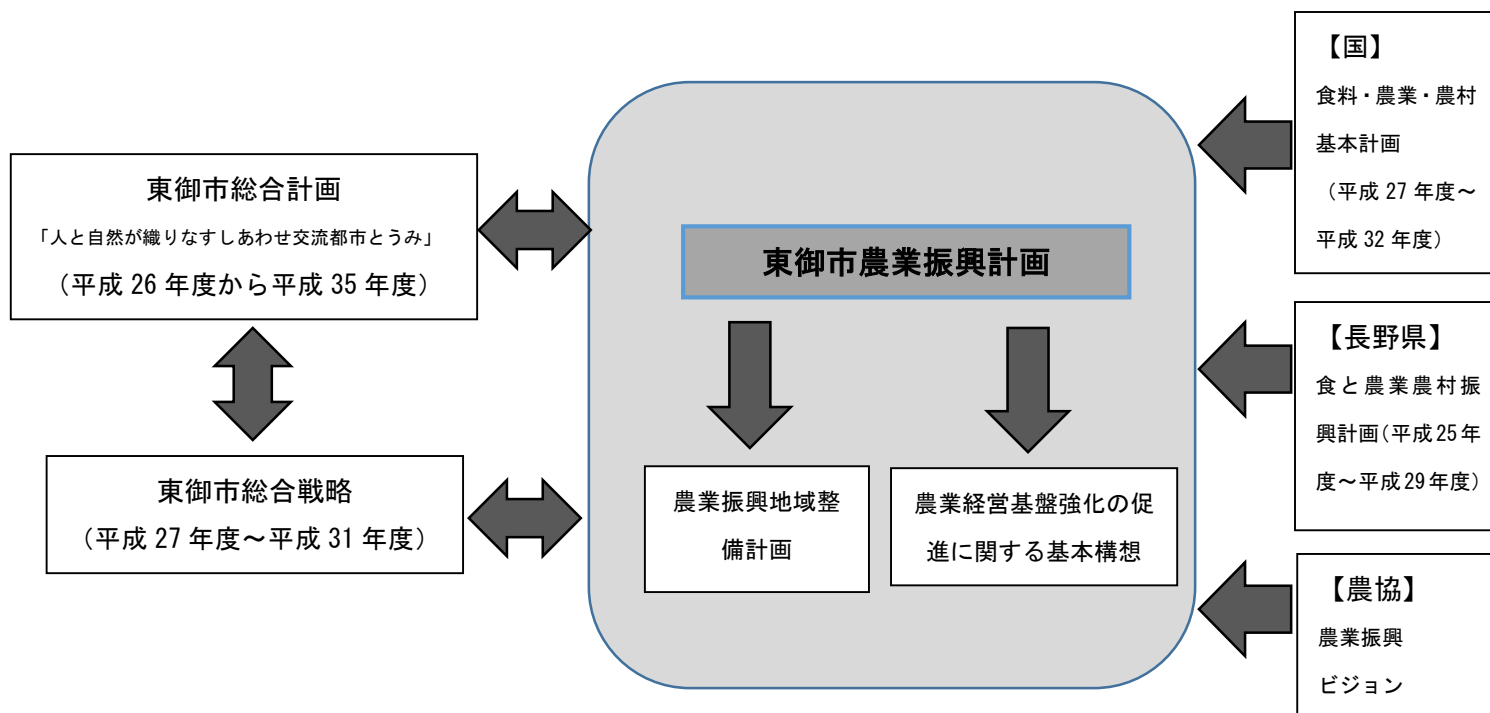
安全な食料を安定的に確保し、健康でゆとりある生活を送るためには、農業と農村とそれを取り巻く環境に常に強い関心を持ち、理解を深めるとともに、それらを守り育てていかなければなりません。

基本方針（第11条）

- ① 水づくり 農業用水の水質と量を保ち、良好な水辺環境を守ること。
- ② 土づくり 優良農地の確保と調和のとれた農地の有効利用を進めること。
- ③ ものづくり 安心して安全な農産物が、地域の特性を生かしながら安定的に生産される体制を築くとともに、地元農産物の消費拡大を図ること。
- ④ ひとづくり 農業と農村を支える担い手を育て確保するとともに、収益性の高い地域農業を確立し、農業の持続的発展を図ること。
- ⑤ 地域づくり 農業と農村の自然環境と景観を守り育てるとともに、地域住民の合意と参加による地域づくりを進めること。

(3) 計画の位置づけ

東御市農業振興計画は、市の農業政策の基本的な方向を示すものであり、国、県、農業協同組合等の計画や、市の上位計画との整合を図りながら、策定するものです。



(4) 計画の期間

東御市農業振興計画(第2次)の計画期間は、東御市総合計画の基本構想(期間：平成26年度～平成35年度)との整合を図りつつ、今後10年程度先までの中長期的な展望に基づき、計画期間は、平成27年から平成36年までの10年間とします。ただし、農業・農村をめぐる情勢の変化及び施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに検証を行い、必要と認められる場合は、所要の改正を行うこととします。

2 東御市の概況

(1) 位置・地勢・気候

東御市は、平成 16 年 4 月に旧東部町と旧北御牧村の 2 町村が合併して誕生した市であり、東は小諸市、西は上田市、南は佐久市及び立科町に、北は上信越高原国立公園の浅間連峰を構成する三方ヶ峰、湯の丸山、烏帽子岳を挟んで、群馬県嬭恋村に接しています。

東西 14.5km、南北 16.5km、面積は 112.37k m²、市のほぼ中央を千曲川が東西に流れ、千曲川右岸から浅間山系にかけては標高差が 1,500m にも及ぶ南面傾斜の扇状地が広がり、左岸には標高 600～850m の二つの台地、千曲川及びその支流である鹿曲川に沿った河岸段丘に大別される、変化に富んだ地勢が特徴です。

気候は、内陸性気候で、年平均気温 11～13℃、年間降水量は 800～1,000mm と少雨であり、四季を通じて日照時間が長いといった特徴があります。

(2) 人口

国勢調査による本市の人口推移をみると、平成 17 年の 31,271 人をピークに平成 22 年は 30,696 人と 5 年間で約 600 人が減少し、東御市人口ビジョンによると、今後も減少傾向が顕在化していくことが予測されています。

区分	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年 (推定値)	
	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)
総人口	31,271	100	30,696	100	29,984	100
14 歳以下	4,653	14.9	4,345	14.1	3,926	13.1
15～64 歳	19,438	62.2	18,534	60.4	17,257	57.5
65 歳以上	7,180	23.0	7,817	25.5	8,801	29.4

資料：平成 17 年、平成 22 年 国勢調査
平成 27 年 東御市人口ビジョン

(3) 地目別土地面積

合併後の10年の間に地目としては、表-1のとおり宅地と山林が増加傾向にあり、田、畑が減少傾向にあります。

【表-1】

(単位: ha)

年次	総数	構成比 (%)	宅地	構成比 (%)	田	構成比 (%)	畑	構成比 (%)
平成16年	11,230	100	838	7.46	1,303	11.60	1,780	15.85
平成18年	11,230	100	839	7.47	1,300	11.58	1,776	15.85
平成20年	11,230	100	850	7.57	1,295	11.53	1,764	15.71
平成22年	11,230	100	866	7.71	1,288	11.47	1,744	15.53
平成24年	11,230	100	878	7.82	1,282	11.42	1,728	15.39
平成26年	11,230	100	885	7.88	1,280	11.40	1,719	15.31

年次	山林	構成比 (%)	原野	構成比 (%)	雑種地	構成比 (%)	湖沼地	構成比 (%)	その他	構成比 (%)
平成16年	5,296	47.16	161	1.43	300	2.67	67	0.60	1,485	13.22
平成18年	5,305	47.24	161	1.43	297	2.64	67	0.60	1,485	13.22
平成20年	5,616	50.01	161	1.43	297	2.64	68	0.61	1,179	10.50
平成22年	6,298	56.08	157	1.40	344	3.06	6	0.05	527	4.70
平成24年	6,298	56.08	156	1.39	351	3.13	6	0.05	531	4.73
平成26年	6,296	56.06	155	1.38	354	3.15	6	0.05	535	4.77

資料：概要調査報告書（税務課資産税係）

(4) 農家推移

農家戸数、農家人口、農業専従人口ともに表-2のとおり減少傾向にあります。

【表-2】

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口(人)	30,157	30,944	31,271	30,696
農家戸数(戸)	3,019	2,786	2,685	2,547
農家人口(人)	12,337	11,379	10,099	—
農業専従人口(人)	1,720	1,577	1,362	—

資料：農林業センサス

※農家の定義は、経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額50万円以上（以下「販売農家」という。）としている。

※農業専従者とは、自営農業従事日数が150日以上の人のこと。

※平成22年調査から農家戸数以外調査対象外

平成 11 年度以降の新規就農者数は 32 経営体です。平成 24 年度以降の状況は表－3 のとおりです。

【表－3】 (単位：経営体)

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合計
1	2	8	11

資料：東御市産業経済部農林課

※平成 25 年度以前の数値は新規就農者支援制度の利用により市が把握した者の数、平成 26 年度以降の数値は青年等就農計画を市で認定した認定新規就農者の数です。

(5) 耕地面積等

市内の耕地面積は、表－4 のとおり総土地面積の約 2 割となっています。この作物別の内訳等は、表－5、表－6、表－7 のとおりです。

【表－4】 総土地面積、林野面積、耕地面積、耕作放棄地面積等

項目	面積 (ha)	総土地面積に対する割合 (%)
総土地面積	11,230	100.0
林野面積	5,316	47.3
耕地面積	2,420	21.5
田耕地面積	1,120	10.0
畑耕地面積	1,300	11.5
耕作放棄地面積	449	4.0

資料：耕地面積 平成 26 年面積調査、その他 2010 年世界農林業センサス

※耕地面積と耕作放棄地面積の合計は、2,869ha で、この合計面積に対する耕作放棄地の割合は、15.7%となっています。

【表－５】 主要農作物作付面積及び収穫量

農作物	作付面積 (ha)	10 a あたり収量	収穫量 (t)
水稲	753	636	4,790
大豆	48	135	65
小麦	33	325	107
そば	38	55	21
はくさい	8	388	328
キャベツ	8	296	248
春レタス	8	212	188
夏秋レタス	11	318	290
夏秋きゅうり	8	167	60
夏秋トマト	8	333	274

資料：H25～26 長野農林水産統計年報

【表－６】 生食用ぶどう作付面積及び出荷量

品種	平成 24 年		平成 25 年		平成 26 年	
	面積 (a)	出荷量 (箱)	面積 (a)	出荷量 (箱)	面積 (a)	出荷量 (箱)
有核巨峰	7,919	111,807	7,114	85,657	6,698	78,265
無核巨峰	1,451	30,773	1,639	25,345	1,701	25,100
ナガノパープル	462	4,280	503	5,391	588	5,837
シャインマスカット	569	3,178	729	5,101	877	7,122
その他	1,013	6,299	755	5,169	615	5,641
合計	11,414	156,337	10,740	126,663	10,479	121,966

※箱は、1箱あたり4キロ換算

資料：JA 東部ぶどう部会

※生食用ぶどうの栽培面積は、年々減少傾向にあります。また品種としては、市場のニーズに対応するため、有核巨峰から、無核巨峰、ナガノパープル、シャインマスカットを中心に徐々に無核ぶどうへ改植が図られています。

【表－7】 ワイン用面積作付面積

(単位：ha)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
ワイン用ぶどう	15.5	23.5	26.0

資料：東御市産業経済部農林課

※ワイン用ぶどうは、荒廃農地を復旧しながら、作付面積の拡大を図っています。

(6) 農業生産額

【表－8】

(単位：千円)

品目	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
米・穀類	335,912	341,279	307,368
野菜	487,986	432,714	452,564
果樹	470,313	423,994	400,695
花卉	29,469	30,557	30,484
畜産	463,382	602,734	593,620
その他	56,691	56,691	50,834
合計	1,843,753	1,887,969	1,835,565

資料：JA 信州うえだ東部営農センター、JA 佐久浅間農協北御牧支所

(7) 都市と農村交流

都市との農村交流として、毎年、文教大学の学生及び友好都市である東京都大田区の小学生が東御市内で農業体験研修を実施しています。

過去の受入人数は、表－9のとおりです。

【表－9】

(単位：人)

項目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
文教大学	2	10	11
大田区小学校	1,542	1,883	1,663

資料：東御市産業経済部農林課

(8) 地区別概況

1) 田中地区

本地区は、市の中央に位置し、千曲川北岸を東西に広がる標高 500m～600mの比較的平坦な地帯です。

南西部の千曲川北岸沿いの平坦部に広がる水田地帯、西海野地域の果樹地帯、加沢地域の畑地帯が主なほ場となっています。

2) 滋野地区

本地区は、市の東部に位置し、標高 520m～1,000m で南面傾斜の日当たりの良い地帯です。南部から中西部にかけて水田地帯、東部一帯にかけて果樹（ぶどう）地帯、その周りに畑が点在しています。

3) 柵津地区

本地区は、市の中北部に位置し、標高 565m～1,200m で、南面斜面の日当たりの良い地帯です。概ね南西部と東北部に水田地帯、中央部と南東部に果樹地帯、北部に畑地帯が広がっています。近年、荒廃農地を解消し、ワイン用ぶどうの栽培が進んでいます。

4) 和地区

本地区は、市の西部に位置し、標高 520m～1,000m で扇状地の西端で南面傾斜の日当たりの良い地帯です。中南部は果樹（りんご、ぶどう）地帯、中央部と東部は、水田地帯となっています。

5) 北御牧地区

本地区は、標高 650m～830m で、御牧原地域は畑作、その他の地域は水田が多い地区です。

3 東御市の農業の将来像

(1) 目指す姿

東御市の農業・農村においては、国内の大多数の地域と同様に農業者の高齢化、農業所得の減少などや、農村が抱えるコミュニティ機能の低下、地域独自の農村文化の希薄化、自然・環境の悪化などの課題が顕在化または顕在化しつつある状況で、農業・農村を取り巻く環境は、急速に変化し、大きな転換期を迎えています。

市内には、地域の特性を活かした特産品が数多く存在します。この特産品を大いに活用し、基幹産業である農業を中心に、他産業と連携を図りながら、活力ある地域を再生し、全ての農畜産物の生産者（以下「農業者」といいます。）が夢を描いて生産活動に取り組み、多くの人々が当市で暮らしたい、移住してきたいと感じることができる明るい農村を目指します。

農業・農村を守り、育み、自然と調和した
地域を、次世代へ伝えていこう

(2) 課題

本市における農業の現状を踏まえ、主な課題を次の5点に整理しました。

1) 多様な担い手への対応力の強化

東御市の総人口の減少とともに、農家戸数及び農家人口も減少の一途をたどっています。このため、市及び農業農村支援センターにおいて、担い手、新規就農者、農家後継者の育成・確保に取り組んできました。

今後も引き続き、地域の担い手、新規就農者、農家後継者の確保、育成を図るとともに、販売農家、自給的農家、女性農業者、法人、集落営農など多様化する農業スタイルのそれぞれのニーズに応じていく施策を図る必要があります。

2) 農業生産の安定化

市内の耕作地は、大部分が中山間地であり、生産形態としては、多品種少量生産とならざるを得ません。関東や東北地方などの平野部の大規模な土地利用型農業と比較するとその生産効率は低いものとなっています。

こうした条件のもとで、今後農業者の経営の安定化を図るためには、栽培技術の向上や収益性の高い農作物の導入を進めるとともに、加工等により付加価値が創出できる農産物の栽培を促進し、農業収入の増大を目指す必要があります。

3) 食育・地産地消と農産物ブランド化の推進

農畜産物に対する安全・安心志向が高まることに加え、消費者のニーズは、多様化しています。「価値のあるものは、価格が高くても購入」する傾向もあり、産業構造も「大量生産大量消費」から「少量生産多品目消費」へ変化しています。

また、食品の偽装表示、農産物の残留農薬、放射性物質汚染問題など食の安全に関する問題が相次いで発生し、消費者は、生産から流通における安全・安心への取組みを強く望んでいます。

こうした消費者・市場の動向を的確に捉え、東御ブランドの確立を推進し、東御市産農畜産物の付加価値を高めるとともに、販路の確保・拡大に対する取組みに対して支援を行い、市場の拡大を行う必要があります。

4) 農地の保全と多面的機能の活用

荒廃農地の増加が懸念される主な要因は、担い手不足の問題に加え、その大部分が生産効率の低い中山間地に位置していることです。また、鳥獣被害の発生などによる営農意欲の低下などが大きく影響しています。

再生可能な荒廃農地は、新たな耕作者を募り、有効な農作物の選定やほ場の整備などに対する支援が必要です。

一方、農地・農業用水路、美しい農村景観などの地域資源は、市民の共有財産であり、自然環境保全、子どもの学習の場などの多面的機能を持っています。

今後もこうした地域資源を継続的に良好な状態で保全してくため、これらを支える地域活動を支援していく必要があります。

5) 農業に対する理解の促進と交流の活性化

農業者と住民の相互理解が希薄化し、地域住民が共同で行う農業・農村の多面的機能の維持や、農村文化・伝統食などの継承が困難になることが懸念されています。

農業の重要性を地元住民が理解し、協力が得られる環境を整えたいうえで、地域資源を活かし、都市農村交流を積極的に実施し、農村への移住・定住の促進を図っていく必要があります。

(3) 求められる変化と役割

目指す姿と現在抱えている主な課題5つとのギャップを埋めるため、農業者、市民、行政・関係団体のそれぞれの立場における役割を明確化し、連携を図りながら、東御市農業・農村のあるべき姿を目指します。

区 分	内 容
農業者	<ul style="list-style-type: none">○農業・農地の大切さ、素晴らしさを次世代へ伝えます。○安全・安心な農産物を生産し、消費者に喜ばれる農畜産物を安定供給します。○営農規模を維持・拡大しながら、農地を適正に管理します。
市民	<ul style="list-style-type: none">○農業者との交流活動などを通じ、農業と農村に対する理解を深めます。○地産地消の観点から、地元産農畜産物を優先的に消費し、東御市の農業を強力にサポートします。
行政 関係団体	<ul style="list-style-type: none">○農業者、市民、消費者、農業団体、国・県などとの連携や結ぶ役割を果たします。○東御市産農畜産物のPRや消費拡大を推進します。○農業経営の安定化を促進し、持続可能な農業の実現に向けた取り組みを支援します。○安心・安全な農畜産物の安定した生産を維持確保し、魅力ある自然環境と景観を維持保全するための施策を行います。

(4) 基本目標

将来像の実現に向けて、東御市農業振興計画の計画期間内（平成31年度まで）に目指す姿を「基本目標」として位置づけ、これに基づき施策展開を図ります。

◎地域の夢を育み、多様な希望がかなえられる農業

◎誰もが暮らしたくなる、明るい農村の創造と農山村環境の魅力拡大

(5) 指標

基本目標の達成について評価する具体的指標として次のとおり設定します。

指標名	現状値 (H26)	目標値 (H31)	備考
農業生産額 (※1)	1,836 百万円	2,000 百万円	1,844 百万円 (H24) 2,000 百万円 (H30)
特産品指定品目数 (※2)	0 品目	7 品目	0 品目 (H24) 6 品目 (H30)
ワイン用ぶどう作付け面積 (累計)	26ha	52ha	16ha (H24) 50ha (H30)
新規就農者の確保 (※3)	8 人	25 人	0 人 (H24) 10 人 (H30)
認定農業者の拡大	89 経営体	105 経営体	87 経営体 (H24) 100 経営体 (H30)
耕作放棄地の再生活用面積 (※4)	7ha	44ha	0ha (H24) 42ha (H30)
農業担い手への利用 集積面積	444ha	479ha	443ha (H24) 477ha (H30)

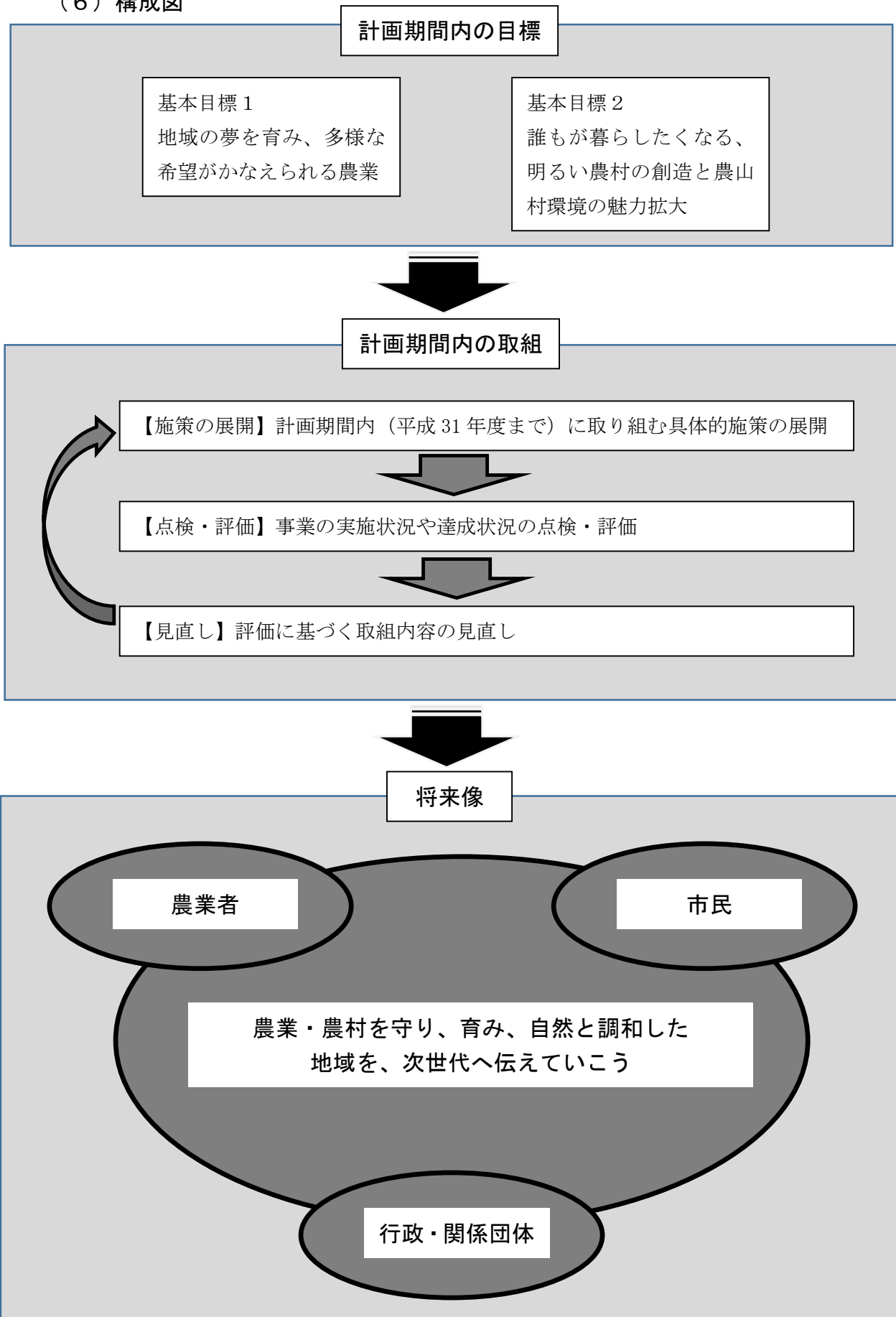
※1：JA 信州うえだ東部営農センターと JA 佐久浅間農協北御牧支所の出荷額です。

※2：市で導入する「特産品指定品目」認定制度により認定された品目数です。

※3：東御市総合計画の中で平成 24 年度が基準となっていることから、平成 24 年度からの増加人数です。なお、新規就農者とは、青年等就農計画を認定した認定新規就農者のことです。

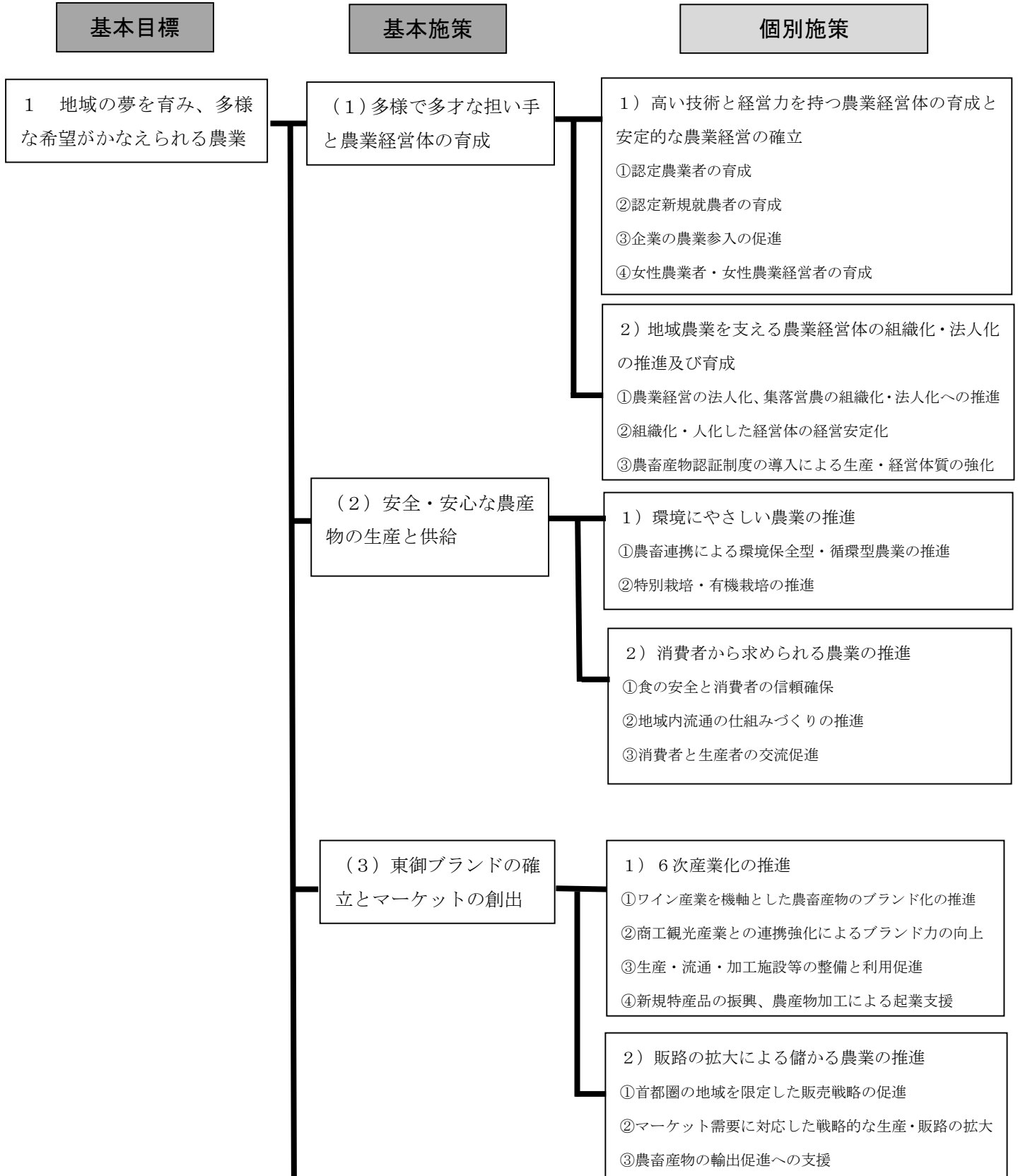
※4：耕作放棄地の再生活用面積については、東御市総合計画の中で平成 24 年度が基準となっていることから、平成 24 年度からの累計の再生面積です。

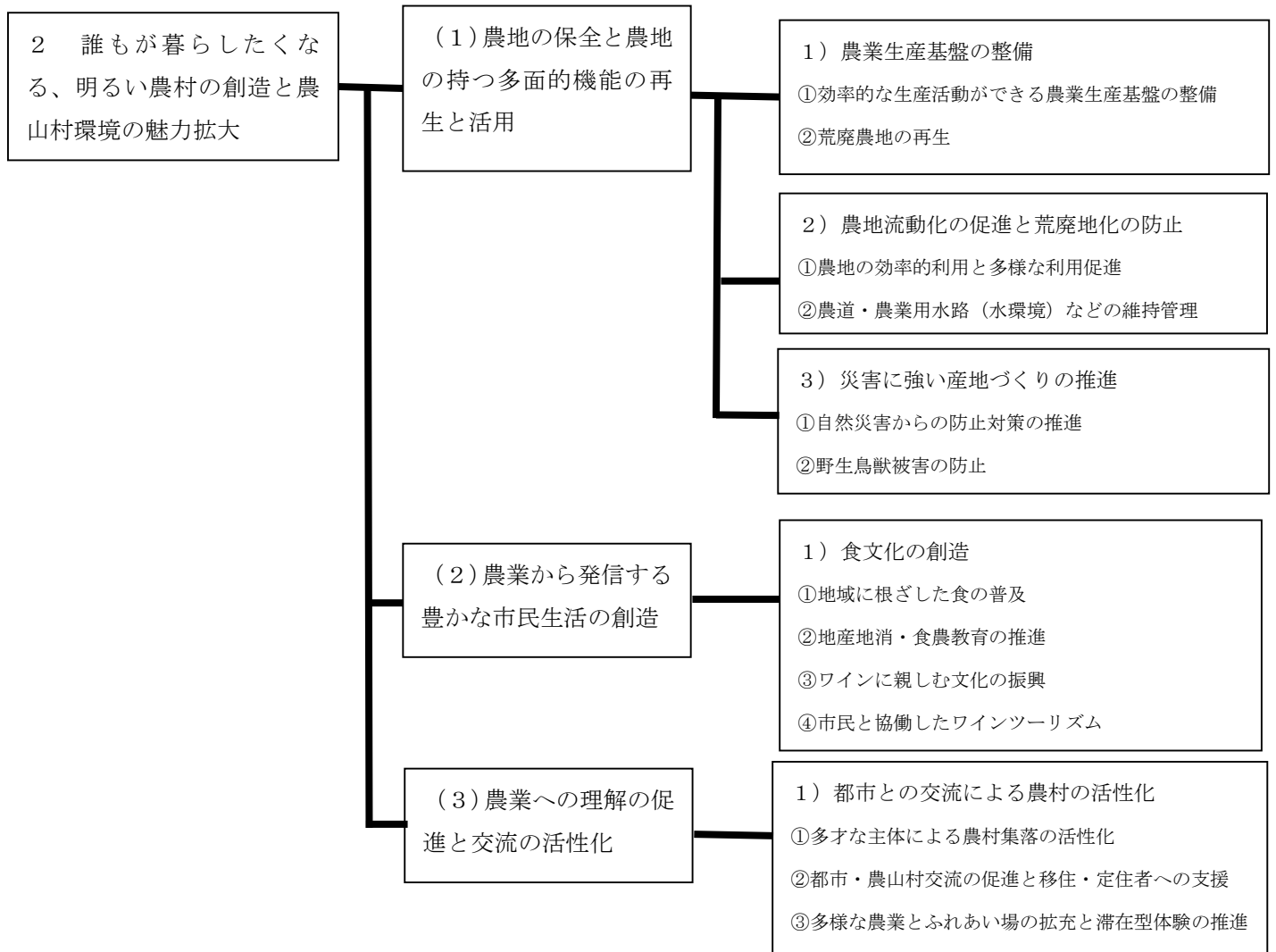
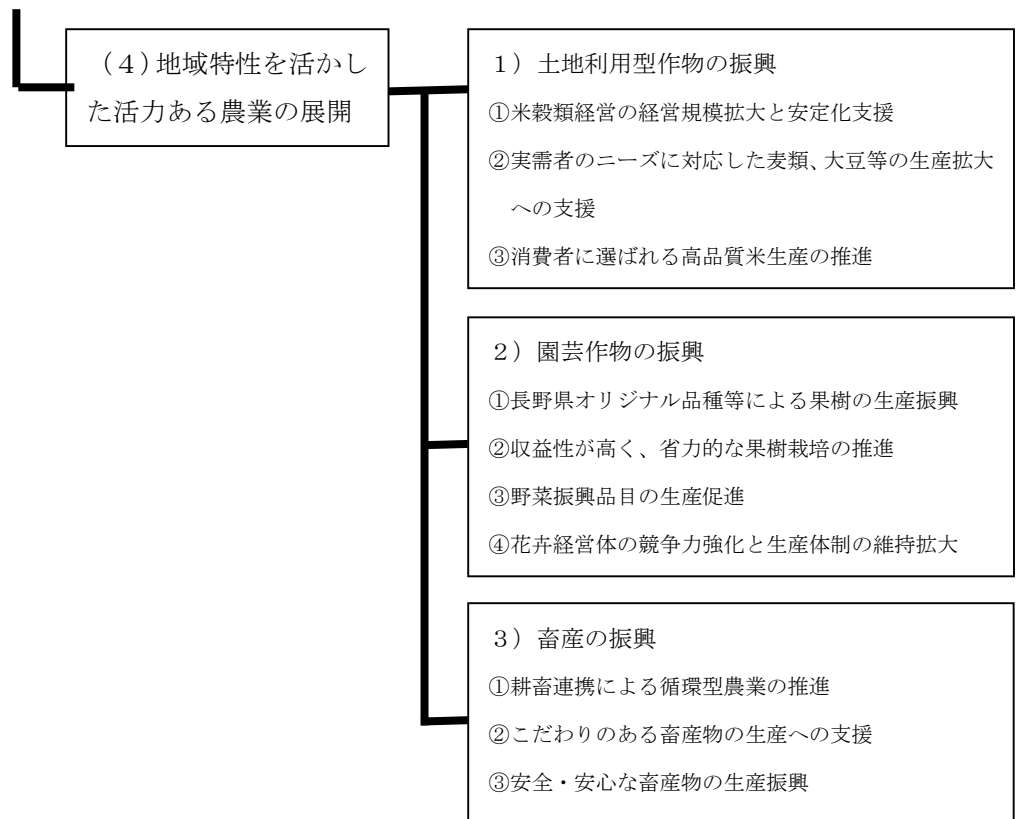
(6) 構成図



4 施策

(1) 施策体系





(2) 基本施策

2つ基本目標実現のため、7つの基本施策をそれぞれ設定し、施策を展開します。

基本目標 1

地域の夢を育み、多様な希望がかなえられる農業

基本施策 (1) 多様で多才な担い手と農業経営体の育成

農業者の高齢化、農家人口の減少といった課題を解決するため、認定農業者の育成を図るとともに、認定新規就農者の誘致を積極的に行います。また、農業経営の法人化、集落営農の組織化・法人化を促進することで、経営の安定化を図ります。

そして、こうした経営体を人・農地プランの担い手農家に位置づけ、地域農業の主力となるよう農業構造の転換を目指します。

基本施策 (2) 安全・安心な農産物の生産と供給

東御市産の農産物が安全で良質であるという理解が消費者に進むよう、環境にやさしい農業や地域内流通の仕組みづくりを推進します。

こうした取組みについて、効果的に情報を発信します。

基本施策 (3) 東御ブランドの確立とマーケットの創出

多様化するマーケットニーズを的確に把握し、戦略的に生産・販路拡大を図る取組みを支援します。

また、更に付加価値を創出するため、6次産業化への取組みや商工観光産業との連携を推進し、農業の産業としての裾野を拡大します。

基本施策 (4) 地域特性を活かした活力ある農業の展開

実需者のニーズに対応し、消費者に選ばれる品目の生産を支援します。また地域の立地条件、標高差を考慮し、収益性が高い品目、省力栽培など新たな技術の導入の推進を支援します。

基本目標 2

誰もが暮らしたくなる、明るい農村の創造と農山村環境の魅力拡大

基本施策 (1) 農地の保全と農地の持つ多面的機能の再生と活用

農業・農村の持つ多面的機能が将来にわたって発揮されるよう、農地や農業用水を守り、営農を継続する取組みを推進します。

効率的な農業生産活動が行うことができるよう、農業生産基盤の整備、耕作放棄地の再生を支援します。

また、自然災害、野生鳥獣被害への防止策を推進し、災害に強い産地形成を目指します。

基本施策 (2) 農業から発信する豊かな市民生活の創造

地域に地元産の農畜産物を使用した料理やワインに親しむ食文化が浸透することで、地産地消が推進されること。

そして、学校教育などとの協働により、食農教育を充実させて、子どもたちの地元農畜産物に対する理解が深まり、永続的に地域農業が発展することを目指します。

基本施策 (3) 農業への理解の促進と交流の活性化

農業者と地域住民とが地域資源を共有して活用することにより、地域住民の農業への理解が促進し、農村集落が活性化することを目指します。

こうした活動を通じて、地域住民一人一人が自覚を持ち、農村都市交流を発信するチャンネルを多角化・多層化します。

このような都市住民との接点を増やす取組みにより、多くの都市住民がこの地域に対する多面的な魅力を感じて移住者、定住者となることが期待されることから、こうした活動を積極的に活性化します。

(3) 個別施策

7つの基本施策の下位にそれぞれ個別施策を設定し、基本施策の展開に資するものとします。

基本施策1－(1) 多様で多才な担い手と農業経営体

個別施策1－(1)－1)

高い技術と経営力を持つ農業経営体の育成と安定的な農業経営の確立

【施策内容】

- ① 認定農業者の育成
- ② 認定新規就農者の育成
- ③ 企業の農業参入の促進
- ④ 女性農業者・女性農業経営者の育成

●目指す姿

- 人・農地プランに位置づけられた地域の担い手（認定農業者、認定新規就農者、企業）が、農地の利用集積や新たな品目の導入、他産業との連携等に取り組むなど積極的な営農活動により、安定した農業経営を行うことを目指します。
- 東御市に農業参入した企業が、地域農業との連携を図り、地域の活性化への一助を行い、地域に定着した営農活動を行うことを目指します。
- 女性農業者が積極的に地域農業に貢献し、収益をあげることを目指します。

●展開する事業・取組み

- 農地の譲渡及び利用集積などの農地流動化を促進し、規模拡大により効率的かつ安定的な経営が行えるよう支援します。
- 新規就農希望者については、青年就農給付金事業や農の雇用事業を活用しながら、就農に向けて里親制度などによる技術の習得に向けた支援を行います。
- 農地賃借料の補助、就農者住宅の提供など、収入が不安定な研修時期から就農初期にかけて経営の安定が図れるよう支援します。
- 新規就農者がスムーズに営農活動に入ることができるよう、農地の賃借を支援します。
- サンファームとうみを新規就農希望者の実践の研修の場として提供します。
- 企業による農業参入の要望があった際は、地元との連携、農地の集積に対して、支援を行います。

- 県、J A等関係機関・団体との連携と役割分担により、就農相談、体験、研修、就農までの就農支援システムを活用し、新規就農者の速やかな技術力・経営力の向上を支援します。
- 認定農業者や新規就農者が法人化を目指すための環境を整備します
- 意欲ある女性農業者・女性農業経営者の経営発展を積極的に支援します。

個別施策 1 - (1) - 2)

地域農業を支える農業経営体の組織化・法人化の推進及び育成

【施策内容】

- ① 農業経営の法人化・集落営農の組織化・法人化への推進
- ② 組織化・法人化した経営体の経営安定化
- ③ 農畜産物認証制度の導入による生産・経営体質の強化

●目指す姿

- 人・農地プランに位置づけられた組織化・法人化した経営体が地域農業の担い手として、効率的な営農を展開することを目指します。
- 農業経営者が法人化を、集落営農が組織化・法人化を目指し、積極的な営農活動を展開することを目指します。
- 設立した組織、法人が、経営戦略を持って農産物の生産・販売や、経営の複合化・多角化などに取り組むことを目指します。

●展開する事業・取組み

- 組織・法人を設立するための環境を整備します。
- 組織化・法人化を目指す農家の仲介を行います。
- 農地中間管理事業、農地利用集積円滑化事業などを活用し、農地の利用調整を図り、集落営農組織の効率的な農地利用を促進するとともに、経営規模の拡大、複合化、多角化を支援します。
- 法人化計画を持つ農業者や集落営農組織を対象に、関係機関・団体と連携した研修会や個別指導等により、経営実態と発展方向を踏まえた法人化を推進します。
- 法人化のノウハウ（セミナーの開催のお知らせなど）についての情報を提供します。
- 農畜産物認証制度の導入による農業生産工程管理の実施により、生産者及び労働者の安全性の向上・安全の確保、周辺環境の保全等、生産・経営者体質の改善に取り組む経営体を支援します。

基本施策 1 - (2) 安全・安心な農産物の生産と供給

個別施策 1 - (2) - 1) 環境にやさしい農業の推進

【施策内容】

- ① 農畜連携による環境保全型・循環型農業の推進
- ② 特別栽培・有機栽培の推進

●目指す姿

- 多くの農業者が自然環境を大切にするという意識のもと、環境への負荷が低い持続可能な農業に取り組むことを目指します。
- 特別栽培・有機農業に関する技術の導入や農業生産活動が広がることを目指します。
- 地域で発生する有機資源が堆肥や飼料に利用され、円滑に資源の循環が進むことを目指します。

●展開する事業・取組み

- 県と連携し、エコファーマー、「信州の環境にやさしい農産物認証制度」の普及を行います。
- 東御市農業技術者連絡協議会や上小農業改良普及センターと連携し、特別栽培及び有機農業の普及を図ります。
- 市内畜産農家と連携して、有機肥料の安定供給を図るとともに、カバークropp等の導入による環境に配慮した土づくりを支援します。
- 国、県と連携し、環境保全型農業直接支払制度の活用を推進します。
- 地域の農業者、東御市農業技術者連絡協議会と連携し、農業用廃プラスチックの回収事業を定期的実施します。

個別施策 1 - (2) - 2)
消費者から求められる農業の推進

【施策内容】

- ① 食の安全と消費者の信頼確保
- ② 地域内流通の仕組みづくりの推進
- ③ 消費者と生産者の交流促進

●目指す姿

- 行政、農業者、農業団体、流通業者が連携し、農作物加工品を含めた東御市産農畜産物の安全性が確保され、消費者から優先的に選ばれることを目指します。
- 東御市産農畜産物が地域の消費者から信頼され、全ての地域住民が自信を持ってPRすることができることを目指します。
- イベント等を通じて、農業者と消費者の交流が盛んに行われ、その価値の高さが広く知られること。そして、交流人口が増加して、この中から移住・定住する人が生まれることを目指します。

●展開する事業・取組み

- JA、上小農業改良普及センターと連携し、農業者の農薬の適正使用、適切な生産の工程管理を促すことで、消費者の信頼確保へつなげます。
- 適切なほ場管理（肥培管理、防除暦など）の実践を支援してトレーサビリティを充実させます。
- 農産物の加工において、関係法令に基づく適正な衛生管理や品質表示を推進します。
- 市のホームページや市内外で開催されるイベントを通じて、東御市産農畜産物について消費者へ広く情報発信を行います。
- 消費者が生産者を身近に感じることのできる農産物直売所のあり方を検討し、市内農産物直売所の活性化を支援します。

基本施策 1－(3) 東御ブランドの確立とマーケットの創出

個別施策 1－(3)－1) 6次産業化の推進

【施策内容】

- ① ワイン産業を機軸とした農畜産物のブランド化の推進
- ② 商工観光産業との連携強化によるブランド力の向上
- ③ 生産・流通・加工施設等の整備と利用促進
- ④ 新規特産品の振興、農産物加工による起業支援

●目指す姿

- 意欲的な農業者が、食品産業事業者や他の農業者と連携を図り、農畜産物や食品等の生産・加工・流通過程において、新たなバリューチェーン（価値の連鎖）が構築され、東御市産の農畜産物の付加価値が創出されることを目指します。
- 市内に数多く点在する個性豊かな小規模ワイナリーが高品質なワインを生産し、東御市が千曲川ワインバレーの中心的な存在となることを目指します。
- 商工観光産業との連携が確立され、双方の産業の利益向上につながることを目指します。
- 東御市産の原材料を用いた新たな加工品等が開発され、供給体制が整うことを目指します。
- 市の特産品が安定生産され、東御市ブランドが確立することを目指します。

●展開する事業・取組み

- 農業と商工観光業とのマッチングについて、支援を行います。
- 産業・観光資源等を活用した農商工連携による新事業への支援を実施します。
- ワイン用ぶどうの安定生産、東御市産ワインのPR活動などを支援することにより、ワイン産業の発展を推進します。
- 広域ワイン特区を活用し、近隣市町村との連携を図ります。
- 農産物の生産や加工品の製造の省力化を行うための機械化を推進します。
- 品質向上に向け、ぶどう等の栽培基準を定めるための研究と支援を実施します。
- くるみのブランド化支援のため、収穫、選果、破殻の機械化による生産コスト低減のための支援をします。

- クラフトビールの原材料などを市内で栽培・供給するための支援をします。
- 果樹、野菜、花きなど幅広く市の特性を活かした農畜産物の付加価値の創出及び東御ブランドの確立を推進します。

個別施策 1 - (3) - 2)

販路の拡大による儲かる農業の推進

【施策内容】

- ① 首都圏の地域を限定した販売戦略の促進
- ② マーケット需要に対応した戦略的な生産・販路の拡大
- ③ 農畜産物の輸出促進への支援

●目指す姿

- 東御市内の農業生産額が増加することを目指します。
- 農業者が実需者のニーズをしっかりと把握し、ニーズにあった生産がされ、販路が確保・拡大し、安定した農業生産を展開することを目指します。
- 大田区を中心とした首都圏において、東御市産の農畜産物が数多く販売展開されることを目指します。
- 意欲ある農業者が積極的に農畜産物の海外輸出に取り組むことを目指します。

●展開する事業・取組み

- 情報の収集と分析に基づいて消費者ニーズが適確に把握された販売戦略に対する支援を行います。
- 友好都市である大田区との交流事業をはじめ、農畜産物をキーワードとした民間交流を推進します。
- 県などが主催する商談会・展示会等へ積極的に参加する事業者を支援します。
- 県と連携し、農畜産物の海外輸出に積極的に取り組む農業者を支援します。
- 農畜産物の海外輸出を助長すること。2020年の東京五輪への食材供給に向けて、GLOBAL G.A.P.の認証取得等を支援します。
- 事業拡大のための設備投資や販路開拓等の取組みを支援します。
- 農畜産業以外への波及効果が期待され、将来性のある新商品開発などのプロジェクトを支援します。
- 特産品のくるみを利用した加工品の商品開発の支援を行います。

基本施策 1－(4) 地域特性を活かした活力ある農業の展開

個別施策 1－(4)－1) 土地利用型作物の振興

【施策内容】

- ① 米穀類経営の経営規模拡大と安定化支援
- ② 実需者のニーズに対応した麦類、大豆等の生産拡大への支援
- ③ 消費者に選ばれる高品質米の推進

●目指す姿

- 地域の担い手が水田を利用集積し、品質の高い米を生産するとともに、非主食用米、麦、大豆、野菜などの作物を導入しつつ複合農業により効率的な経営を行うことを目指します。
- 麦類、大豆、蕎麦では、適地適作により加工適正の高い品種の導入が進み、実需者から更なる生産拡大が求められることを目指します。
- 東御市産ブランド米が確立し、環境にやさしい栽培方法の導入が進み、品質に優れた米が多くの実需者や消費者から高く評価されることを目指します。

●展開する事業・取組み

- 良食味米の生産を基本とし、八重原米、新品種「風さやか」を中心に地域ブランド米の栽培を推進します。
- 東御市農業技術者連絡協議会と連携し、「風さやか」の特別栽培基準による研究を行い、環境にやさしい米づくりを普及します。
- 非主食用米については、飼料用米、加工用米、輸出用米を中心に生産の拡大を図ります。
- 麦類は、品質分析、品質評価に基づいた栽培技術の改善を支援します。
- 大豆は、ナカセンナリを中心に作付け規模の拡大と品質の確保を図ります。
- 地域の気候を活かしたブロッコリー、アスパラガス、きゅうり等の基幹作物野菜を中心に振興を図ります。

個別施策 1 - (4) - 2)

園芸作物の振興

【施策内容】

- ① 長野県オリジナル品種等による果樹の生産振興
- ② 収益性が高く、省力的な果樹栽培の推進
- ③ 野菜振興品目の生産促進
- ④ 花卉経営体の競争力強化と生産体制の維持拡大

①果樹

●目指す姿

- 果樹農業者が、長野県オリジナル品種・市推奨品種の導入やりんご新わい化栽培などに積極的に取り組み、高い収益性と省力的な栽培により安定した経営を営むことを目指します。
- 市内のぶどうの栽培は、市場ニーズの高い無核ぶどうの栽培が盛んに行われることを目指します。

●展開する事業・取組み

- 東御市の生食ぶどうの推奨品種に巨峰、ナガノパープル、シャインマスカットの3品種を位置づけ、計画的・戦略的に導入を図ります。
- 東御市農業技術者連絡協議会及び上小改良普及センター等と連携し、ナガノパープルの裂果対策の取り組みを支援します。
- 東御市のりんごの推奨品種にふじ、シナノスイート、秋映、シナノゴールドを位置づけ、計画的・戦略的に導入を図ります。
- 省力化と品質向上を同時に実現できるりんご新わい化栽培、ぶどう平行整枝短梢剪定栽培の積極的な導入を進めます。
- 東御市のくるみの推奨品種に清香、信鈴、美鶴、豊園、要鈴、東晃の6品種を位置づけ、計画的・戦略的に導入を図ります。
- サンファームとうみにおいて、くるみの苗木育成に関する研究を継続的に実施し、その成果の普及を図ります。

②野菜

●目指す姿

- 振興品目を中心に安定した出荷量と品質が確保され、マーケットの要望に応えることを目指します。
- 有機農業や特別栽培が普及し、特徴ある産地が形成され、市場出荷に加え農産物直売所、加工・業務用への供給が促進され、農家の所得が安定することを目指します。

●展開する事業・取組み

- 東御市の野菜の振興品目に葉洋菜（レタス、キャベツ等）ブロッコリー、アスパラガス、スイートコーン、白土馬鈴薯を位置づけ、計画的・戦略的に導入を図ります。
- 東御市農業技術者連絡協議会、上小農業改良普及センターと連携し、有機農業及び特別栽培の研究、推進を行います。
- 「東御市地帯別作物エリア」に基づき、標高差を活かした作付けの推進を行います。
- 6次産業化のパートナーとなる加工業者等の結びつきや誘致を進めるとともに、加工適性の高い品種の導入や原料野菜の栽培技術の習得を支援します。

③花卉

●目指す姿

- 気象条件及び立地条件を活用した品目の生産振興を図ることにより、消費者や実需者の期待が高まり、花卉の新たな需要が生まれることを目指します。

●展開する事業・取組み

- 東御市の花卉の振興品目にトルコギキョウ、リンドウ、グラジオラス、コスモス、ソリダコ、コギク、南天を位置づけ、計画的・戦略的に導入を図ります。またトルコギキョウ、リンドウは現状維持に努めます。
- 農業経営の安定を図るため、花卉価格安定基金事業の活用及び集約栽培品目の施設化を推進します。

個別施策 1 - (4) - 3)
畜産の振興

【施策内容】

- ① 耕畜連携による循環型農業の推進
- ② こだわりのある畜産物の生産への支援
- ③ 安全・安心な畜産物の生産振興

●目指す姿

- 認定新規就農者等の担い手の確保のため、省力化機械の導入及びヘルパー等の外部支援組織を活用し、労働負担の軽減及び生産性向上が図られることを目指します。
- 良質な堆肥を地域の耕種農業者に還元し、高品質な農産物が生産・供給され、耕畜連携がしっかり図れた地域循環型農業を確立することを目指します。
- 農業者がこだわりのある畜産物を安定生産し、消費者・流通業者の高い評価により、自信と誇りを持って生産に取り組むことを目指します。
- 地域の畜産関係者が連携・協力して、畜産を基軸とした新しい取り組みの成果を地域全体に波及させ、地域の活性化が図られることを目指します。
- 認証制度の導入により、農場等における衛生管理の徹底や防疫体制の強化等により、消費者が安全・安心を実感できる生産・流通体制の確立を目指します。

●展開する事業・取組み

- ヘルパー等の外部支援組織を支援し、その活用を推進することにより、休日の確保等の労働負担の軽減を図ります。
- 良質な堆肥の地域内での利用を推進し、地域循環型農業により高品質な農産物の生産・供給により地域全体の経営安定を図ります。
- ワイン産業との連携を図るため、新たに地鶏やチーズ・ウィンナーなどの加工品の生産振興を図ります。
- 畜産振興に関係する機関・団体等が連携・結集する地域ぐるみの体制を構築し、地域ぐるみで生産コストの低減や畜産物の高付加価値化等の、収益力向上を図ります。
- 伝染病等の蔓延及び被害の拡大が予想される中で、地域の畜産農家が足並みを揃えて衛生管理に取り組む体制の構築及び取り組みの支援を行います。

基本施策２－（１）農地の保全と農地の持つ多面的機能の再生と活用

個別施策２－（１）－１） 農業生産基盤の整備

【施策内容】

- ① 効率的な生産活動ができる農業生産基盤の整備
- ② 荒廃農地の再生

●目指す姿

- 農業生産基盤が整備され、良好な営農条件を備えた農地を有効利用し、農業者が効率的な営農を展開することを目指します。
- 荒廃農地が農地として再生され、優良農地として活用され、美しい景観が保持されることを目指します。

●展開する事業・取組み

- シナノクルミ、ワイン用ぶどうなどの永年性作物を荒廃農地復旧の戦略的作物に位置づけ、荒廃農地の再生を積極的に行います。
- 地元地区において合意形成が図られた一定規模以上の荒廃農地（例：祢津御堂地区）を土地改良事業の活用により整備し、農業生産基盤の強化を図ります。
- 市内の荒廃農地を「東御市荒廃農地復旧対策事業」の有効活用により、優良農地として再生します。
- 未整備農地の小規模土地改良事業を導入し、荒廃農地の解消と農地の流動化を推進します。

個別施策 2 - (1) - 2)
農地流動化の促進と荒廃地化の防止

【施策内容】

- ① 農地の効率的利用と多様な利用促進
- ② 農道・農業用水路（水環境）などの維持管理

●目指す姿

- 人・農地プランにより明確化された地域の担い手農家を中心に、農地が集積され、効率的な営農が実践されることを目指します。
- 農道・農業用水路等の農村資源の保全活動に、農業者だけでなく地域住民の参加が広がり、良好に保全されている農地面積が拡大することを目指します。
- 集落の話し合いに基づく自立的・継続的な農業生産活動を行うことにより、農地の保全が図られ、農業・農村の持つ多面的機能が維持されることを目指します。

●展開する事業・取組み

- 地域の農業者や地権者の意向に基づき合意形成された農地について、譲渡及び農地中間管理事業等による利用集積に向けた協力・調整を行います。
- 「東御市地帯別作物エリア」に基づき、農地の効率的な利用を促します。
- 中山間地域農業直接支払事業や多面的機能支払事業を活用できる集落協定の締結や活動組織の育成を促進するとともに、農業生産活動等を継続するための、遊休農地の発生防止や多面的機能の保全への取組などを支援します。

個別施策 2 - (1) - 3)
災害に強い産地づくりの推進

【施策内容】

- ① 自然災害からの防止対策の推進
- ② 野生鳥獣被害の防止

●目指す姿

- 施設整備等が進み、自然災害に強い産地が形成され、品質の高い農畜産物が安定供給されることを目指します。
- 野生鳥獣による農業被害が減少し、農業者の生産意欲が向上することで、安定的な農業生産活動が営まれることを目指します。

●展開する事業・取組み

- 災害に強い産地にするためハウス、トンネルメッシュ、防雹ネット等の施設化に対する支援を行います。
- 気象災害に備える果樹共済加入を進めます。
- 鳥獣被害防止特別措置法に基づき作成した東御市被害防止計画に沿った予防対策及び個体数調整並びに生息地管理を実施し、または実施する活動への支援を行い、野生鳥獣による農業被害の軽減を図ります。

基本施策 2 - (2) 農業から発信する豊かな市民生活の創造

個別施策 2 - (2) - 1) 食文化の創造

【施策内容】

- ① 地域に根ざした食の普及
- ② 地産地消・食農教育の推進
- ③ ワインに親しむ文化の振興
- ④ 市民と協働したワインツーリズム

●目指す姿

- 市民に地元の農畜産物を使用した食文化が形成されることを目指します。
- 市内の保育園・小中学校等において、食農教育が行われ、子どもたちの地元農畜産物に対する理解が進むことを目指します。
- 市内の飲食店等において、東御市産の農畜産物を用いたメニューが拡大されることを目指します。
- 地域に根ざしたワイン産業として、他の農作物との調和がとれた地域循環型のワイン文化が確立することを目指します。
- 市民の中にワインとともに地元農畜産物を使用した料理を親しむ文化が浸透し、地産地消の推進と市内における東御市産ワインの消費量が増加することを目指します。
- 市民の間に醸成されたワイン文化が基盤となったワインツーリズムによって、東御市の魅力が向上することで、移住・定住者が増加することを目指します。

●展開する事業・取組み

- 保育園・学校給食における地元の農畜産物の供給量を増加させ、安定供給するため、農業者・JAとの連携を深めて、所要の農産物の計画的な作付け等を推進します。
- 市内飲食店への地元産ワインの持ち込み（B. Y. O）を推進します。
- ワインに親しむためのワイン講座、イベント等の実施を支援します。
- 地域の観光資源とワイン文化を融合させた魅力的なワインツーリズムを推進します。

基本施策 2 - (3) 農業への理解の促進と交流の活性化

個別施策 2 - (3) - 1) 都市との交流による農村の活性化

【施策内容】

- ① 多才な主体による農村集落の活性化
- ② 都市・農山村交流の促進と移住・定住者への支援
- ③ 多様な農業とふれあう場の拡充と滞在型体験の推進

●目指す姿

- 農村に暮らす多才な人々が参加し、地元で生産された農畜産物の直売や農産物加工品の生産・販売が盛んに行われることを目指します。
- 将来、農村に魅力を感じられるよう、都市部の児童・生徒を誘い、農業体験をはじめ多種多様な交流が生まれることを目指します。
- ワイナリー、農畜産物直売所、観光農園等を介して都市住民と農業者の交流が深まり、都市住民の移住者、定住者が生まれることを目指します。

●展開する事業・取組み

- 地域住民による地域資源を活用した次の物の取組みを支援します。
- 都市住民に対し東御市の農業・農村の魅力を発信するとともに、体験学習や修学旅行などを受け入れるための体験プログラムの開発などを支援します。
- 水稻、果樹、野菜、ワイン用ぶどう、ホップ、畜産などバラエティーに富んだ農業または農業収穫体験の実施を支援します。
- 滞在型交流人口の増加を目的に、農業体験をしてもらうため、空き家などを利用した民間宿泊施設の設置・開業に対する支援を行います。